

「伊丹市立伊丹高等学校普通科の新通学区域に係る基本方針（案）」パブリックコメント結果
（平成24年10月3日～平成24年11月5日）

6人の方から計16件の意見をいただきました。その意見と本市の考え方は以下のとおりです。

件数	意見（原文）	意見に対する考え方
7	<兵庫県教育委員会の基本方針について> - 県立高等学校の学区拡大には反対です。 - 過度の受験競争につながる学区拡大には反対です。 - 学校間の格差が拡大する。 - 通学に便利な都市部の学校に希望者が集中する。 - 遠距離通学が増えるのでは!! - 山間部の学校の通学手段は!! - 人気のある学校は競争が激化し、人気のない学校は定員割れになるのでは!!	兵庫県教育委員会は、今回の新通学区域の検討に際し、県内各所での説明会やパブリック・コメント（意見募集期間：平成23年7月1日～7月29日）等により、県民から意見を聴取しました。ご指摘のような意見も含め、寄せられた意見を踏まえたうえで、兵庫県教育委員会は平成24年1月6日、「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」を発表し、現行の16学区を平成27年度入学者選抜から5学区に再編すること、現伊丹学区は尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、丹有学区を合わせた「第2学区」にすることを示しました。 伊丹市教育委員会としましては、このような状況を踏まえ、平成24年8月10日、伊丹市立伊丹高等学校普通科の今後の通学区域のあり方について伊丹市学校教育審議会に諮問、同年9月12日に同審議会から出された答申を基に基本方針（案）を策定し、市民のみなさんにお示ししているところです。
4	<市立伊丹高校の通学区域案について> - 学区拡大には反対です。 - 通学区拡大には基本的に反対。 - 市立高校の通学区の拡大に反対です。 - 単独選抜にすると定員割れになるかもしれませんが、二次募集を行い、「やっぱり市高に入りたい」という生徒に門戸を広げてはどうでしょう。今、社会が不況にあえいでいます。学校を卒業しても働き口がないきびしい時代です。だからこそ、市高の存在は大きいと思います。	市立伊丹高校普通科について、通学区域を拡大せず、独自の学区を設定しますと、同一学区内に単独選抜と複数志願選抜が並存することになり、制度がより複雑化するうえ、市立伊丹高校を受検する場合、複数志願選抜で実施している第2志望、その他校志望ができず、結果的に受検生の進路選択の幅を狭めることとなり、受検生に迷いと混乱をもたらすものと考えます。 従って、学区内の公立高校と共に複数志願選抜による入学者選抜を行うことから、二次募集については行わないこととなります。

4	＜伊丹の子どもは伊丹で育てるべき＞ - 伊丹市立の高等学校としての特色を考えると、一定数（どの割合がいいかはわかりません。）を伊丹市内（在住）の生徒が入学できるように考慮できたらいいと思います。 - 伊丹市立伊丹高等学校普通科を残し、学区拡大になっても伊丹市在住の生徒を半数以上入学できるようにして欲しい。 - 伊丹の子どもは伊丹で育てるべきです。元々市立高校は、商業科があり、卒業したあと社会に出てすぐに働くことができました。普通科にこだわらず伊丹らしい特色を出し、社会に出た時に役立つ技術を教え、社会にはばたいていけるような高校にしてはどうでしょうか。 - 伊丹市の子どもは伊丹市で育てるべきです。学区拡大すれば他地域から伊丹市に子どもが流入してくることが考えられます。その結果、伊丹の子どもが無理やり他地域にはじかれます。伊丹の市立高校が他市の子どもを受け入れるのもおかしいですし、そんなことはしてはいけないと思います。	市立伊丹高校商業科の学区は、全県ですが、市内の生徒の割合は全県学区への変更前と大きくは変わっていません。 市外からも、市立伊丹高校を第1志望とする意欲のある生徒が入学することにより、市立伊丹高校が、一層活性化することにつながると考えており、市立伊丹高校が学びたい学校として、市内外を問わず、より多くの生徒が第1志望校として選択する学校になるよう、さらなる特色化・活性化に取り組んでまいりたいと考えています。 また、伊丹市内の生徒にとっては、今回の学区拡大により、普通科（学年制）における選択肢が7校から27校に増えます。市内の高校だけに固執することなく、生徒自らの希望、適性、能力を踏まえ学びたいことが学べる学校に入学することが、個性を伸ばし、充実した高校生活を送ることにつながるものと考えています。 なお、複数志願選抜は、学校の特色や自分の適性・進路希望などに応じて、学びたいことが学べる学校を選べるようにするための制度であり、学校が入学者を居住地によって人数を限定することは制度の趣旨と異なることと考えます。
1	＜その他＞ 災害や感染症などの対応は？	災害時の対応については、生徒の生命・身体の安全確保を最優先し、学校教育法施行規則または諸規則に基づき、学校長の判断により必要な措置を講じることとしています。 また、感染症については、学校保健安全法で学校において予防すべき感染症には出席停止等の措置が定められており、同法に則って適切に対処してまいります。 そのほか新通学区域導入に伴う、必要な措置に係る判断基準については、基本方針策定後、伊丹市教育委員会と市立伊丹高等学校長が協議し、決定することとしています。